

## キャラクター画像リース契約書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という）とグレートインフォメーション株式会社（以下、「乙」という）は、乙が制作し著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を有するキャラクター画像（以下、「本件画像」という）を甲にリースすることについて、以下のとおり定める。

### 第 1 条（本件画像のリース）

乙は甲に対し、乙が所有する本件画像または甲の要望に基づき乙が新たに制作した本件画像について、本契約に定める条項に従い、甲のホームページ、名刺及びその他甲が管理する印刷媒体への本件画像の掲載（以下、「利用目的」という）のためにリースするものとします。

### 第 2 条（本件画像について）

- 乙は、前条により甲へリースする本件画像について、当該画像ごとに定められたリース期間においては第三者に対しリースを行わないものとします。
- 甲は、前条によりリースされた本件画像について、第三者に譲渡し、または再リースをしてはならないものとします。
- 甲は、本件画像を利用した商標または意匠の登録を行ってはならないものとします。

### 第 3 条（リース料）

甲は、本件画像のリース料として【別紙】に定める金額を乙に支払うものとします。なお、支払期日は別途乙より発行される請求書に従うものとします。

### 第 4 条（リースデータ）

- 乙が甲にリースする本件画像については、【別紙】に記載する乙指定の銀行口座に甲からリース料の入金を確認された後に電子データ（甲乙で合意するファイル形式）にて貸与するものとします。
- リース期間の起算日については、乙が甲に対し前項の電子データの貸与を行った日とします。なお、甲に起因する事情によりデータの受領ができなかった場合でも乙から貸与を行った日を起算日とします。
- 甲は、乙からリースされる本件画像の電子データについて、善良な管理者の注意の下に管理しなければならないものとします。

#### 第5条（本件画像の保護）

1. 甲は、本件画像を違法行為またはその虞のある行為に利用してはならないものとします。また、公序良俗に反する利用、著しく品位を損なうような利用を行ってはならないものとします。
2. 甲は、本件画像を掲載するときは、第三者が当該画像を無断で転載、複製等を行えないよう措置を講じるものとします。
3. 甲は、乙からリースされた本件画像について、利用の際に乙の承諾を得ずに追記、削除、縦横比の変更、色彩の変更をする等の改変をしてはならないものとします。
4. 甲は乙に対し、第1条に定める利用目的以外で本件画像の利用を希望するときは、事前に乙に相談し承諾を得るものとします。

#### 第6条（著作権侵害行為への対処）

甲及び乙は、第三者による本件画像の著作権侵害行為を知ったときは、相互に相手方に通知するとともに、甲乙協力して侵害行為に対処するものとします。

#### 第7条（紛争の解決）

甲は、本件画像の利用に関して、乙に起因しない理由で第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担において解決するものとし、乙に対し何ら迷惑をかけるものとしません。

#### 第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とし、当該期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも通知がない場合は、当該期間を更に1年間延長するものとします。ただし、本件画像のリース期間中は、個別のリース期間が優先するものとします。

#### 第9条（秘密保持）

甲及び乙は、知り得た相手方の情報を本契約履行の目的以外には使用しないものとし、その機密を保持し本契約の有効期間中はもとより期間終了後においても第三者に開示し漏洩してはならないものとします。

#### 第10条（契約の解除）

乙は、甲が本契約に定める条項に違反した場合は、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

#### 第11条（損害賠償）

甲が本契約に定める条項に違反し乙に損害を与えた場合は、甲はこれを賠償するもの

とします。

#### 第12条（契約終了の効果）

本契約が終了したときは、甲は貸与されている本件画像の電子データを速やかに乙に返却するか、乙の指定する方法にて処分するものとします。

#### 第13条（合意管轄裁判所）

甲乙の間に本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じ東京簡易裁判所あるいは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙信義誠実の原則に則り協議するものとします。

以上、本契約締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都新宿区西新宿一丁目3番13号  
グレートインフォメーション株式会社  
代表取締役会長 梶 孝 信

## 【別紙】

### ■リース料（別途消費税）

キャラクター画像数	リース期間		
	1年	2年	3年
1画像のみ	¥10,000	¥	¥
5画像まで	¥	¥	¥
10画像まで	¥	¥	¥

- ※1キャラクター、1画像（1ポーズ）が基本となります。
- ※3年以上または10画像以上をご希望される場合は別途ご相談ください。
- ※利用期間を延長される場合は、期間満了の1ヶ月前までにご連絡ください。
- ※リース料の入金が確認された後に画像データを貸与します。
- ※リース期間終了後は、速やかに画像データを返却ください。
- ※リース期間中に利用を中止または終了した場合でも1度入金いただいたリース料は一切返金できません。

#### ★リース料の入金口座

三菱UFJ銀行（0005）

新宿通支店（050）

普通 2982645

グレートインフォメーション（カ

※振込にかかる手数料は貴社ご負担にてお願いいたします。

- ★リース料については、社会状況、経済情勢の変化、本サービス提供上の技術的な要請その他の事情に基づき改定をする場合があります。

以上